

第4 土地利用調整

1 土地利用計画調整会議

県土の適正な土地利用を図るため、昭和52年1月1日から、①土地利用計画の策定及び改定等に係る事項、②市街化区域、市街化調整区域、農業振興地域等の県土利用に大きな影響を及ぼす区域等の設定に係る事項、③県土の計画的土地利用に大きな影響を及ぼす大規模な開発計画に関することについて審議されてきた。

また、土地利用行政推進会議及び都市計画行政推進会議における土地利用に係る審議事項のうち、大規模な開発計画など土地利用に及ぼす影響が大きい事項をあらかじめ整理するほか、市街化調整区域における土地利用の調整等を図るために、昭和56年6月23日、土地利用調整会議を設置した。

その後、県行政のスリム化と会議手続きの迅速・効率化を図るため、土地利用行政推進会議と土地利用調整会議を整理統合し、平成16年4月1日に土地利用計画調整会議を設置した。

【参考】土地利用計画調整会議設置要領

(<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0108/documents/20180401secchiouryou.pdf>)

2 ゴルフ場等の造成事業に関する指導

ゴルフ場等の造成事業（ゴルフ場、レジャー施設、墓園その他これらに類する施設で10ha以上のもの）については、自然環境の保全及び災害防止の観点から「ゴルフ場等の造成事業に関する指導要綱」（昭和48年2月26日施行）に基づき、立地指導を行っている。

ゴルフ場については、昭和60年の総量規制基準導入、昭和64年の原則凍結を経て、平成5年4月1日からは、県や市町村が主体となるものも含め、新規立地を全面的に凍結している。

また、造成中のゴルフ場の監督指導については、平成3年3月に「ゴルフ場造成工事の適正指導連絡会議」を設置し、関係部局の連携による指導の強化を図っている。

① 総量規制（昭和60年11月15日）

昭和50年代後半からゴルフ場の立地希望が増え、県土の環境保全への影響が懸念されたため、河川敷ゴルフ場を除く県内のゴルフ場面積を県土面積のおおむね2%とするガイドライン及びゴルフ場面積を市町村面積の10%以内とする等の総量規制基準を定めた。

② 原則凍結（昭和64年1月1日）

昭和63年末をもってゴルフ場面積が県土のおおむね2%に達する見込みとなつたため、河川敷、未設置市町村、総合保養地整備法重点整備地区内を除き、ゴルフ場造成事業申出書の市町村受付を停止した。

③全面凍結（平成5年4月1日）

県土の適正な利用の確保、自然環境の保全及び災害の防止を図るため、ゴルフ場造成事業申出書の市町村受付を全面的に停止した。

【参考】資料1－21 ゴルフ場開設動向

ゴルフ場等の造成事業に関する指導要綱

(<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0108/documents/54384.pdf>)